

6 DV被害者等支援を行う民間団体への援助・支援体制の確保について

各地方公共団体においては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、並びに売春防止法に基づき、DV被害者等からの相談対応や一時保護、一時保護後の自立支援等、DV被害者等の支援・保護に取り組んでいるところである。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大によるDVの増加、深刻化の懸念はもとより、児童虐待対応との連携強化、継続的な自立支援など、地域でDV被害者等の事情に応じ、柔軟な支援を実施している民間シェルター・ステップハウス（以下、民間シェルター等）の役割が非常に重要であり、地方公共団体の被害者支援において、民間シェルター等の運営団体（以下、民間団体）との連携は不可欠となっている。

しかし、国庫補助事業である「DV被害者等自立生活援助事業」では、民間シェルター等の施設を維持するために必要な経費（建物の賃借料や改修・修繕費用、光熱水費等）が補助の対象となっておらず、財政基盤が弱い民間団体は施設の運営に課題を抱えている。

さらに、スタッフの高齢化や人材不足の課題もあり、民間団体への財政的援助や支援体制の確保が必要である。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 地方公共団体による民間団体への委託事業及び補助制度を通じて民間団体の財政支援を強化するため、「児童虐待・DV対策等総合支援事業」のうち、「DV被害者等自立生活援助事業」について、対象拡大及び補助率の拡充を図ること。

2 民間団体の人材不足対策として、地方公共団体が実施する民間団体スタッフ育成のための事業に対し、財政支援措置を講ずること。